

## 管理者の皆さんへ

社員が飲酒運転をするかどうかは、皆さんが日頃行う細やかな気配りと目配りを利かせた指導にかかっています。

会議や朝礼の場だけでなく、機会があるときに躊躇せずに指導を行うことが大切です。



# 日頃の指導ポイント



- ① 酒の飲み方
- ② 酒を飲んだ翌日の出勤
- ③ 飲酒運転の代償の大きさ

### 【指導例】

#### ① 酒の飲み方

- 深酒、長酒をしない  
多量飲酒、遅い時間まで飲めば、酒が残り、  
運転はもちろん、仕事もできない。
- 酒はすぐには抜けない  
体重60kgの場合、ビール1杯(500mL)の処理に約4時間※かかる。単純に3杯飲めば、約12時間。夜12時に飲み終えた場合、翌日の午前中は、酒がまだ残っていることになる。  
※ 処理時間は、あくまでも目安。体調や体質によっては更に時間がかかる。



#### ② 酒を飲んだ翌日の出勤

- 車(自転車)通勤をさせない  
遅刻してもいいから公共交通機関で出勤させる。



#### ③ 飲酒運転の代償の大きさ

- 「即解雇」、「退職金なし」、「降格」など、不利益にしかならないことや家族を不幸にさせることを日頃から言い聞かせる。
- 酒気帯び運転や酒酔い運転は、罰金で済んだとしても、それぞれ50万円以下、100万円以下の罰金となる。人身事故となれば、それでは済まない可能性もある。罰金に比べれば、タクシーや運転代行にかかる料金は、遥かに安い。



# 飲酒会合当日の指導ポイント



- ① 車（自転車）通勤者の確認
- ② 鍵の管理
- ③ 飲酒状況の確認
- ④ 会合終了時の再指導
- ⑤ 複数で帰宅

## 【指導例】

- ① 車（自転車）通勤者の確認  
参加者全員の当日の通勤手段を確認する。
- ② 鍵の管理  
車で出勤していた場合は、鍵、駐車券を預かる。
- ③ 飲酒状況の確認
  - 車（自転車）通勤者が翌日の運転に影響が出るような飲み方をしていないか、「日頃の指導ポイント」で紹介したアルコールの処理時間を参考にしながら、飲酒状況を確認する。
  - 信頼できる部下とより多くの目で確認し、見逃さない。
- ④ 会合終了時の再指導
  - 中締め後や店外での解散前などに出席者が全員いることを確認して、「日頃の指導ポイント」を改めて指導する。
  - 酒が残っている可能性のある車（自転車）通勤者には、翌日の公共交通機関での出勤を指示する。
  - ※ 面倒くさがられてもきちんと行うことが必要
- ⑤ 複数で帰宅
  - 一人で帰ろうとする者がいないか、注意する。
    - ※ その後に車に戻り、一眠りして運転する者がいる。
  - 同じ方向に帰る者同士、複数で公共交通機関に乗車させる。
  - 一人で帰る者に帰宅方法（電車と徒歩など）を確認する。
  - 酔いの程度が酷い場合は、タクシーにさせるか、家族に迎えに来てもらい、確実に自宅に帰り着くよう段取りする。



【指導に必要な資料をお探しの方は・・・】

福岡県警 飲酒運転

検索

県警ホームページに

事故の発生状況、よくある間違い、アルコールの影響、罰則・賠償事例、被害者・加害者の声、  
広報啓発物ダウンロードコーナー など

飲酒運転に関する資料を掲載していますので、活用してください。

